

2017年10月6日

株式会社 電通

代表取締役社長執行役員 山本 敏博

(東証第1部 証券コード: 4324)

当社の労働基準法違反に対する判決について

当社の労働基準法違反に対し、本日、東京簡易裁判所から罰金 50 万円の有罪判決が言い渡されました。

当社はこの判決を厳粛に受け止め、関係者の方々に心よりお詫び申し上げます。また、社会の一員として、企業のあるべき責任を果たせなかったことを深く反省しております。

当社は、2016年11月に社長執行役員を本部長とする労働環境改革本部を設置し、法令遵守の徹底、過重労働の撲滅、労働環境の改善に向けた抜本的な改革に全社を挙げて取り組んでおります。

当社は、この改革を着実に実行し、「働き方も働きぶりも、皆様に信頼される会社」を目指してまいります。

なお、労働基準法違反の責任を明確化するため、改めて関係役員 3 名に次の処分を行っております。

- ・代表取締役社長執行役員 山本 敏博 : 月額報酬 20%の減額を 6 カ月
- ・代表取締役副社長執行役員 中本 祥一 : 月額報酬 20%の減額を 3 カ月
- ・代表取締役専務執行役員 高田 佳夫 : 月額報酬 20%の減額を 3 カ月

これまでの関係者の処分等については別紙をご覧ください。

以 上

(別紙)

これまでの関係者の処分等について

- 2016年10月、関係役員が役員報酬の一部を自主返上。
 - ・社長執行役員（当時）1名 : 月額報酬20%を3カ月間返上
 - ・執行役員（当時）9名 : 月額報酬10%を3カ月間返上
- 2017年1月、石井 直社長執行役員（当時）が辞任。
- 2017年1月、関係役員に次の処分を実施。
 - ・副社長執行役員（当時）1名 : 月額報酬20%の減額を3カ月
 - ・常務執行役員（当時）1名 : 月額報酬20%の減額を3カ月
 - ・執行役員（当時）3名 : 月額報酬20%の減額を3カ月
- 2017年1月、関係役員が役員報酬の一部を自主返上。
 - ・執行役員（当時）4名 : 月額報酬10%を3カ月間返上
- 適宜、関係社員を社内規則に則り厳正に処分。

以 上